

ごみ処理対象区域再編に係る意見募集に寄せられた意見と、それについての環境組合の考え方

意見提出者数 5人

意見提出期間 平成21年1月20日～1月31日

意見の内容（編集後）

- ① 今回の再編計画、施設の建替計画及びごみ処理行政全般について（15件）
内訳： 再建計画の柱（2件）、 構成市の取り組み（6件）、
 調布市・小金井市及び三多摩の広域支援（4件）、 その他（3件）
- ② 環境に係ること（7件）
内訳： 排ガス及び大気環境（5件）、 土壌検査（1件）、 アスベスト（1件）
- ③ ごみ処理費用、売電収入等について（3件）
- ④ ごみ搬入車両、交通渋滞について（3件）
- ⑤ 住民説明会、意見募集について（6件）
内訳： 住民説明会（4件）、意見募集（2件）
- ⑥ その他（2件）

* 「意見及び質問（要旨）」欄の記述については、編集を行っております。

A 今回の再編計画、施設の建替え計画及びごみ処理行政全般について

① 再編計画の柱(相互支援と安定稼働)について

No.	意見及び質問 (要旨)	多摩ニュータウン環境組合としての考え方
1	<p>八王子市館清掃工場廃止に伴う多摩清掃工場へのごみの受入の合理的理由の問い合わせ。</p> <p>標記につき、理由とする以下の2点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.環境組合(八王子、町田、多摩市)間の清掃工場建替時等の相互協力 2.清掃工場安定稼働確保を目的に工場ごみ処理対象地区再編 <p>と、館清掃工場廃止によるごみ受入れとの合理的関連はどこにあるのか。1の建替なのか、2の安定稼働なのか、どちらなのか。</p>	<p>多摩清掃工場の「ごみ処理対象区域の再編計画」については、平成19年度に策定した「多摩ニュータウン環境組合中期経営計画(ビジョン2012)」に示しており、相互支援と安定稼働確保は、多摩清掃工場の運営にとって重要な柱であると位置付けております。</p> <p>今回の再編計画においては、八王子市の館清掃工場の停止に伴い館清掃工場ですでに処理していたごみの一部を多摩清掃工場へ受け入れますが、将来、多摩清掃工場の建替えの際には、多摩清掃工場のごみを構成市(八王子市及び町田市)で受け取っていただくという、相互支援が第1の柱です。</p> <p>第2の柱である安定稼働については、焼却炉の稼働率が低くなりすぎますと、総合福祉センターやアクアブルー多摩へ現在行っている余熱供給ができなくなり、そのための燃料費などに多大の経費がかかると見込まれます。また焼却炉の運転も不安定になり、耐火レンガの損傷が発生したり、自動制御が困難となって排ガス濃度が上昇するという事態に陥ることも懸念されます。</p> <p>ごみ処理対象区域の再編は、これらの状況を踏まえ計画されました。</p>
2	<p>せっかく分別やごみ減量に努力しても、減量により処理能力に余裕ができた分だけ他の地域のごみがどんどん持ち込まれるようなことでは、地域の住民はたまったものではない。</p>	<p>ごみ減量は非常に重要な施策であり、今後さらに推し進めていかななくてはなりません。同時に、どうしても残存するごみに対して、適切な処理をすることも大切なことです。多摩清掃工場の安定稼働や将来の建替えの際の相互支援はそのために欠かせないものと考えます。</p>

② 構成市の取り組み(清掃工場の建替計画その他)について

No.	意見及び質問 (要旨)	多摩ニュータウン環境組合としての考え方
1	<p>老朽化した清掃工場の建替計画について具体的に明示されていない。</p> <p>八王子市館清掃工場の工事進捗状況を告知せしめること。</p>	<p>多摩清掃工場の建替計画については、具体的なことは今まで決まっておりません。</p> <p>八王子市館清掃工場の建設につきましては、八王子市のごみ処理基本計画によれば平成29年度以降と伺っております。具体的な計画については、今後策定するとのこととです。</p> <p>町田市の清掃工場については、町田市のごみ処理基本計画を現在策定中であり、そこで計画が明らかになると伺っております。</p> <p>今後の建設計画や建設工事の情報、進捗状況については、適時お知らせしていく予定でいます。</p>
2	<p>館清掃工場建設のための工事期間10年を短縮するように八王子市に働きかけること。(計画ができていない現時点で、なぜ、10年かかるとわかるのか。極力短くする努力をすることが、住民の健康保護に直結する。)</p>	<p>館清掃工場の具体的な建設計画については、今後定まるものと伺っておりますが、住民からの要望として八王子市にお伝えいたします。</p>

3	なぜ清掃工場建設に10年程度を要するのか。調布の清掃工場は6年で終了なのに。普通のビルは1年か2年でできるが、なぜそんなに長期にわたるのか。	一般的な清掃工場の建設工程を例にとりますと、建設計画（基本方針決定、建設計画書作成、基本計画策定、環境影響評価手続き・住民説明、新設の場合の都市計画決定、実施計画策定）で約4年、機種選定（技術審査、工事発注、契約）で約1年、建設工事（実施設計・施工、姿完成、試運転、教育訓練、竣工、かし判定、事後アセス）で3.5年（更新工事）～4.3年（建替工事）を要するとしております。さらに新たな場所に建設する場合は、用地選定に係る手続きが加わります。
4	多摩清掃工場では計画当初、3炉の建設予定であり、ごみ量が少なくなって2炉分で済んで今に至っていると聞いている。したがって1炉分のスペースは確保できており、そのスペースを活用して新たな炉を作り、あるいは1炉運転しながら新たな炉を建設するなどすれば、多摩清掃工場の建替えの際、構成市に頼まなくてもすむのではないか。	多摩清掃工場の建替えは、計画策定が今から10年程度先のことであり、ごみ処理技術が大きく変わっているとも考えられます。現時点では、建替え方法について具体的なお答えはできませんが、構成市の協力を得て建替えるというのは有力な方法であると考えています。
5	ごみの分類は各市町村で異なるのではないか。区分変更による混乱、特に多摩市ではいまだ議論があるプラスチックごみの収集について、少なくとも市の方針とはかけ離れた対応になるのではないか。	平成22年10月を目途に八王子市の廃プラスチック中間処理施設が稼働し、容器包装リサイクル法に基づく回収を始めます。したがって、今後多摩清掃工場に搬入されるプラスチック類のごみは、減少されるものと認識しております。
6	ごみ処理については、焼却ごみ以外の広域連携もあると考える。新しい施設建設の予定があるならば、それを含めた連携もあると考えるが、全体構想として取りまとめられているとは思えず、本来の相互協力の理念が生かされているかわからない。	焼却ごみ以外の広域連携については、構成市間で既に確認事項となっており、今後、検討する課題ととらえています。

③ 調布市、小金井市及び三多摩の広域支援

No.	意見及び質問（要旨）	多摩ニュータウン環境組合としての考え方
1	調布市や小金井市の清掃工場の建替え計画や工事の進捗状況を知らせること。	<p>調布市については、旧焼却炉が老朽化し、三鷹市と共に設立しているふじみ衛生組合において、現在新しい焼却炉を建設中です。この新ごみ処理施設は、ほぼ順調に工事が進捗し、平成24年度に試運転、25年度から本格稼働の予定と伺っております。</p> <p>小金井市については、旧焼却炉を停止し、今後、周辺市と連携し、新しい施設の建設を考えていると伺っております。</p> <p>今後の建設計画や建設工事の情報、進捗状況については、適時お知らせしていく予定です。</p>

2	<p>前は調布市のごみ、今回は館工場のごみの40%も受け入れたら、このままでは他の焼却場の老朽化に伴いどんどん多摩清掃工場にごみを持ち込まれてしまう。一度受け入れたごみはすぐ簡単に元に戻せるわけがない。(他の地域で今、いろいろ問題になっている。)</p>	<p>現在、三多摩の市町村及び一部事務組合の合計37団体で、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」を締結し、それによれば機器のトラブルや更新工事等のために自分のところで処理ができなくなった事態が生じた場合、お互い支援・協力することが定められています。</p> <p>多摩清掃工場ではこの協定に基づき、ふじみ衛生組合の新清掃工場建設期間(平成19年度～24年度)において、調布市の可燃ごみについて、年間26,000tを上限として受け入れを行っています。</p> <p>なお、小金井市のごみは現在は受け入れていません。</p> <p>「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」に基づき、他地域のごみを受け入れる場合において、地元の皆様のご意見を踏まえ、環境保全を最重要課題としてとらえるという姿勢は当然のことと考えます。</p>
3	<p>市民の健康を売り物に、ダイオキシンを**地区にまき散らしている。清掃工場は分散するのが当然であり、小金井、調布など安全なはずの清掃工場をつぶし、なぜ多摩市で受け入れるのか合理的な説明をせよ。</p>	
4	<p>ごみ処理の相互協力は小金井市の前例があり、館清掃工場でも受け入れていたと記憶している。この時も協定は3年の見直しであったはずであるが、状況は進展したのか。単に施設の老朽化に合わせて、処理設備を1極集中させるための見直し項目ではないのか。</p>	<p>小金井市のごみ処理施設の建設が進展していないという状況において、平成21年度は、八王子市の館清掃工場など、三多摩の6団体が受入れ支援を行っております。小金井市の事例からも明らかなように、自治体間におけるごみ処理の連携は重要なことと認識しております。</p>

④ その他

No.	意見及び質問(要旨)	多摩ニュータウン環境組合としての考え方
1	老朽化による施設のひっ迫状況は、計画的な施設整備に問題があったことを露呈するもの。今後の状況改善の見通しが示されていない。	ご意見として今後の参考にさせていただきます。
2	既存施設に処理をしわ寄せするだけでは問題を先送りしているだけで解決策ではない。	ご意見として今後の参考にさせていただきます。
3	このままでは今後処理設備は一切建設ができず、ごみ焼却処理が破たんすることは目に見えている。ごみ減量で対応できるものではないと考える。	ご意見として今後の参考にさせていただきます。

B 環境に係ること

① 排ガス及び大気環境について

No.	意見及び質問(要旨)	多摩ニュータウン環境組合としての考え方
1	多摩清掃工場で行っているダイオキシン類調査の内容について聞きたい。	<p>多摩清掃工場では、排ガス、大気環境、下水排水、焼却灰等のダイオキシン類調査を行っております。</p> <p>多摩ニュータウン環境組合が実施している環境測定の結果については、当組合が作成した環境報告書に記載されています。環境報告書は環境組合のホームページでご覧になれます。ご参照ください。またダイオキシン類の調査は多摩市や東京都環境局でも実施しており、測定の内容については各ホームページでご覧になれます。</p>

2	<p>排ガス中のダイオキシン類の調査方法と調査結果について聞きたい。</p>	<p>排ガスの調査回数は、年1回の測定義務が法律で定められていますが、多摩清掃工場では周辺環境に配慮し、各炉年2回測定しております。</p> <p>当工場は、排ガス中のダイオキシン類の法規制値(1ngTEQ/m³)を遵守しており、また近隣多摩地区の清掃工場の排ガス濃度と比較しても低いという実態です。</p> <p>(平成19年度三多摩地域清掃工場測定結果 :東京都環境局ホームページより)</p> <p>測定焼却工場数16か所、焼却炉数38炉、測定回数87回 最大値4.4ngTEQ/m³、平均値0.36ngTEQ/m³(工場毎の平均値)</p> <p>(平成20年度多摩清掃工場排ガス測定結果:多摩清掃工場実施)</p> <p>測定焼却炉数2炉、測定回数4回、最大値0.0058ngTEQ/m³、 平均値0.0030ngTEQ/m³</p>
3	<p>大気環境中のダイオキシン類の調査方法と調査結果について聞きたい。 この焼却場はすぐ近くに学校が4つも建っている。環境測定調査にこれらの学校の測定が1つも含まれていない。 風向、風力、温度、燃焼中であることの条件を決めてから定期的に測定していただきたい。場所は鶴牧第1公園、南鶴牧小学校など。(肝心の住民居住地区での調査を)</p>	<p>ダイオキシン類の大気環境の調査地点については、大気拡散シミュレーションを行い、影響がある場所(最大着地濃度地点)を基に選定しており、適正と考えております。測定は、天候、風向、風力等の影響を考え、工場周辺の東西南北方向4か所において同時に1週間連続で行っております。焼却炉が稼働中のときと稼働していないときの両方で測定しております。大気調査の調査回数は、法律上の義務はありませんが、多摩清掃工場では夏期、冬期及び焼却炉停止時の計3回行っています。</p> <p>また、ダイオキシン類の大気環境測定結果も、環境基準(0.6pgTEQ/m³)を達成しているとともに、東京都が実施している他の調査地点に比べ、低い値となっております。</p> <p>(平成20年度都内測定結果:東京都環境局ホームページより)</p> <p>測定地点数20か所、最大値0.063pgTEQ/m³、 平均値0.040pgTEQ/m³</p> <p>(平成20年度多摩清掃工場周辺測定結果:多摩清掃工場実施)</p> <p>測定地点数4か所、最大値0.029pgTEQ/m³、 平均値0.024pgTEQ/m³(焼却炉停止時調査は除く)</p> <p>なお多摩市が実施しているダイオキシン類の大気環境測定においても、問題のない結果となっております。</p>

4	<p>余分にごみが持ち込まれた分だけ、環境は確実に汚染されるし悪くなる。子供たちの健康被害を考えたことがあるのか。すでに条例により、学校では昔からあった簡単な紙くずを焼却する炉さえ廃止になっている。当然ごみの量が増えれば測定値も上がるはず。</p>	<p>東京都の環境確保条例により、小規模の焼却炉の使用が禁止され、排出基準を順守できるような焼却炉で廃棄物の焼却処理を行うことが定められました。ダイオキシン類等による人の健康及び生活環境への支障を防ぐための措置です。</p> <p>焼却量が増加すれば排ガスの排出量は増加しますが、適正な排ガス処理の実施により、排ガス中の濃度は増加しないと考えております。</p> <p>なお、東京都の調査によれば、都内の焼却炉や自動車排気ガス等から環境大気中へ排出されるダイオキシン類の総量(推計値)は、平成10年度の62.3gTEQ/年に対し、平成20年度では2.44gTEQ/年となり、25分の1以下になっています。また都内の環境大気の大ダイオキシン類濃度も、平成10年度の0.36pgTEQ/m³に対し、平成20年度では0.040pgTEQ/m³となり、9分の1になっています。</p> <p>今後も環境保全を最重要課題ととらえ、焼却炉の安全、確実な運転管理に一層の努力を行っていく決意です。</p>
5	<p>多摩清掃工場が行っているダイオキシン調査の具体的説明をしていただきたい。場所(その選んだ理由)、調査回数、調査年月日、天候・風向・風力、調査時の燃焼ごみ量。</p>	<p>調査時の天候・風向・風力・燃焼ごみ量については、把握、記録しており、ご要望があればお示しすることも可能です。</p>

② 土壌検査について

No.	意見及び質問 (要旨)	多摩ニュータウン環境組合としての考え方
1	<p>空気中の環境測定だけでなく、土壌検査(地上表面)を願いたい。貴清掃工場の近くに住居しており、ベランダ、建物外壁、植物の葉などに結構汚れが多い。どのくらい汚染されているのかの調査をしてほしい。鶴牧地区でダイオキシン検査を行うこと。(住民の健康を守るためなら居住地調査で行うのが当然と考える。)</p>	<p>土壌の調査は、東京都が計画的に毎年実施しており、都内の一般環境においては環境基準値(1000pgTEQ/g)以下の数値で問題がないという測定結果になっております。</p> <p>(平成20年度都内測定結果:東京都環境局ホームページより)</p> <p>測定地点数20か所、最大値43pgTEQ/g、平均値7.0pgTEQ/g</p> <p>また東京都による多摩市内の過去の測定結果についても、環境基準値以下の数値で、問題はありません。</p> <p>(平成12～19年度多摩市内測定結果:東京都環境局ホームページより)</p> <p>測定地点数4か所、最大値75pgTEQ/g、平均値37pgTEQ/g</p> <p>東京都福祉保健局による「平成20年度 一般的な生活環境からのダイオキシン類ばく露状況の推定結果」によれば、都民の一般的な生活環境から取り込まれるダイオキシン類の量は、1日体重1kgあたり1.34pgTEQであり、国で定めた耐容1日摂取量4pgTEQを下回りました。またばく露の原因としては、食物が99%、水が0.01%、大気が0.9%、土壌が0.3%であり、土壌の影響は少ないと考えられます。</p> <p>多摩清掃工場では、今後も、東京都や構成市と連携し、環境施策の充実に努めていく所存です。</p>

③ アスベストについて

No. 意見及び質問（要旨）	多摩ニュータウン環境組合としての考え方
<p>1 京浜バルブ工業(株)が全国の清掃工場のバルブメンテナンスでアスベストを違法に使用しているとの報道がある。多摩市も点検が必要ではないか。煙突などに使っていないか。使っていたら至急除去すること。</p>	<p>当工場には、健康に被害をもたらす危険性が大きいといわれている飛散性のアスベストはありません。京浜バルブ工業(株)が使用禁止のアスベスト含有パッキン類(非飛散性)を使用していた問題につきましては、多摩清掃工場の工事・修繕において京浜バルブ工業(株)によるパッキン類交換作業が実施されていたという経緯があります。その工事・修繕で用いられたパッキン類は、型式等でノンアスベスト製であることが確認されています。しかし京浜バルブ工業(株)による改ざんの可能性も否定できないことから、これらのパッキン類を早急に交換する計画です。</p> <p>なお、平成19年度に実施した多摩清掃工場の敷地境界におけるアスベスト測定では、基準値(10f/l)に比べ十分低い測定値(最大0.22f/l、平均0.19f/l)でした。また今まで実施した多摩清掃工場内の作業場所において行った作業環境測定において、アスベストは検出されていません。(0.04f/cm³未満)</p>

C ごみ処理費用、売電収入等について

No. 意見及び質問（要旨）	多摩ニュータウン環境組合としての考え方
<p>1 焼却炉は消耗品である。処理量を増やすことによる修繕費の増加、耐用年数の短縮のデメリットが評価されていない。</p>	<p>多摩清掃工場の主な修繕工事については、多摩ニュータウン環境組合中期経営計画による長期修繕計画に基づいて計画・実施しております。今回のごみ処理対象区域再編の実施による修繕費の増加や耐用年数については、影響は少ないものと考えております。</p>
<p>2 売電収入の増加(900万円?)が何に使われるのかわからない。</p>	<p>ごみ処理量が増加することによる売電収入の増加額(予測:1800万円程度)については、半額は施設整備基金として今後の長期修繕計画に使用予定となっております。残る半額については、施設の運営費に充当し、そのためその分、構成市からの負担金額が減少することになります。</p>
<p>3 ごみ処理費用の低減について、何に使われるのかわからない。多摩市民の1人としてごみ処理事業を行ってほしいとは思わない。ごみ処理の負担がいつまでなのかわからない。</p>	<p>ごみ処理費用の低減は、清掃工場運営において重要課題の一つであると認識しております。多摩清掃工場の運営にかかる費用は、構成市からの負担金及び調布市からの収入によって主に賄われおります。多摩清掃工場では平成20年度実績で年間78,745tの可燃ごみ搬入量がありましたが、今回のごみ処理対象区域再編を実施しても費用はさほど増加せず、結果としてごみ1tを処理するためにかかる費用(ごみ処理単価)の低減につながります。一方、構成市からの負担金額は、構成市ごとの搬入量や人口によって定まります。したがって、試算ではありますが、今回のごみ処理対象区域の再編により、八王子市の負担金は約1億円増え、多摩市の負担金は約1億円減少することとなります。(町田市の変化は少ない見込みです。)</p>

3	本来、構成市がごみのひっ迫状況を市民に示し、具体案をまとめる努力が必要と考える。管理組合が独自に(細々と)意見集約を行って済む問題とは思えない。	昨年11月の説明会は構成市と協力して実施し、構成市担当者も参加しました。 現在、環境組合と構成市とで定期的に協議する場をもっております。ご意見として今後の参考にさせていただきます。
4	説明会の参加者がたった20名というのも当然だと思う。説明会案内のチラシは開催日の1週間～10日ほど前の平日2回と土曜日1回ではなかなか出られないし、何よりもチラシそのものが他の広告と紛れて気がつかなかった人がほとんどである。せめて広報で1ページは少なくとも書いて、内容を住民に詳しく説明する義務があるのではないか。	今回の八王子市の搬入計画に係る説明会は、環境組合のホームページや多摩市の広報によるお知らせとともに、近隣世帯に対し案内チラシの戸別ポスティングを行って周知を図りました。なお説明会は、土曜日2回、平日夜間に1回開催しております。

② 意見募集について

No.	意見及び質問 (要旨)	多摩ニュータウン環境組合としての考え方
1	意見募集期間が短すぎる。最低1か月は取るべきである。	昨年11月の説明会を実施した後の取り組みとして、意見募集を行いました。なお、募集期間を過ぎた後いただいたご意見、ご質問についても、対応していきたいと考えております。
2	意見募集を行ったが、意見をどのように計画に反映させたか、わかるようにすること。またその状況を連絡いただきたい。 寄せられた意見の公表、どのような検討・対応が行われるのか、疑問点に回答があるのかわからない。単に形式だけの意見を求め、始めから結論付けられている感じがする。これでは意見募集の意味はない。	寄せられた意見及びそれに対する環境組合としての考え方については、ホームページでの公表を予定しております。また皆様からいただいたご意見につきましては、環境組合として真摯に受け止めるとともに、構成市(多摩市、八王子市、町田市)及び議会等にも伝え、今後の施策の充実に努めていく所存です。

F その他

No.	意見及び質問 (要旨)	多摩ニュータウン環境組合としての考え方
1	多摩市の地区別、年齢別の死亡原因、人数調査、障害者数調査を行うこと。(地区に差がないか知るため)	保健所等関係機関にお尋ねすることが適切と思われます。
2	**地区は他地域に比べダイオキシン、アスベストの被曝量が多いのであるから、何らかの保障が必要である。たとえば各個に除菌機器、空気清浄機の無償提供など。	当工場が原因で公害問題が発生しているとは考えておりません。したがって、除菌機器等の無償提供などの補償は考えておりません。